

第 1 回 定 例 会

令和 4 年度 予算案 関係 資料 (補 正)

茨 城 県

目 次

I	令和5年第1回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	令和5年度2月(最終)補正予算案の概要	
1	今回補正額	(2)
2	今回補正の主なもの	(2)
3	繰越明許費	(3)
4	一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(4)
5	一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(5)
6	特別会計補正予算	(6)
7	企業会計補正予算	(6)
III	債務負担行為一覧	(7)
IV	条例その他の議案の概要	(8)
V	報告事項	(13)

予 算 20件 (一般会計 1件 特別会計13件 企業会計 6件)

条例その他 16件 (条 例 1件 そ の 他15件)

報 告 1件 (専決処分 1件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和5年第1回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第9号）
- 2 令和4年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和4年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和4年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和4年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第2号）
- 7 令和4年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 令和4年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 9 令和4年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）
- 10 令和4年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 11 令和4年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 12 令和4年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 13 令和4年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 令和4年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 令和4年度茨城県病院事業会計補正予算（第1号）
- 16 令和4年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 令和4年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 18 令和4年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）
- 19 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）
- 20 令和4年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

(条例その他)

- 1 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例
- 2 県有財産の売却処分について（北海浜第二期埋立地）
- 3 県有財産の売却処分について（伊奈・谷和原丘陵部地区商業施設用地）
- 4 県有財産の売却処分について（大洗マリーナ）
- 5 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 6 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 7 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 8 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について
- 9 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
- 10 工事請負契約の変更について
- 11 訴えの提起について
- 12 権利の放棄について（放置廃棄物検査事務管理経費）
- 13 権利の放棄について（中小企業事業継続応援貸付金）
- 14 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）
- 15 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）
- 16 権利の放棄について（県立中央病院の診療料等）

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

Ⅱ 令和4年度2月（最終）補正予算案について

1 今回補正額

（単位：百万円）

区 分	現 計	補 正 額	補 正 後 計
一 般 会 計	1, 3 6 3, 3 8 6	2 9, 8 2 8	1, 3 9 3, 2 1 4
特 別 会 計	4 6 4, 1 1 5	2 1, 8 0 1	4 8 5, 9 1 6
企 業 会 計	1 2 6, 2 4 7	▲ 2, 3 6 1	1 2 3, 8 8 6
計	1, 9 5 3, 7 4 8	4 9, 2 6 8	2, 0 0 3, 0 1 6

2 今回補正の主なもの

（歳 入）

（百万円）

- ・ 県税（法人事業税の増等） 2 4, 6 7 4
- ・ 地方消費税清算金（清算金収入の増） 9, 3 3 5
- ・ 地方譲与税（特別法人事業譲与税の増等） 4, 8 7 0
- ・ 地方交付税（国補正関連に伴う増） 7, 4 8 8
- ・ 繰入金（財政調整基金繰入金の減等） ▲ 1 3, 0 9 3
- ・ 繰越金（決算確定に伴う増） 1 2, 3 8 3
- ・ 諸収入（中小企業融資資金貸付金の減等） ▲ 1 9, 4 6 3
- ・ 県債（臨時財政対策債の増等） 2, 7 8 6

（歳 出）

（百万円）

①新型コロナウイルス感染症対策関連

- ・ 感染症予防医療法施行事業 7, 3 8 6
（第8波にかかる病床確保や公費負担、R3年度事業費確定による国補助金の返還等による増）
- ・ いば旅あんしん割事業 2 7 7
（全国旅行支援の実施に係る国補助金の追加交付による増）
- ・ 中小企業融資資金貸付金（実績による減） ▲ 1 7, 5 0 6

②その他

- 新 健やかこども基金積立金 1, 3 9 3
（市町村が実施する子育て家庭支援施策等に充当する国補分の基金への積増し）
- ・ 家畜伝染病予防事業 1, 4 6 5
（県内で発生した高病原性鳥インフルエンザにかかる防疫対策等に係る経費等）
- ・ 税交付金等（税収増に伴う市町村への税交付金等の増） 1 2, 5 2 3

- ・ 公共事業 【全会計▲ 534】 431
(国内示額確定等に伴う増)

- ・ 農産園芸共同利用施設整備事業（補助金の実績による減） ▲ 1,447

③今後の財政需要を踏まえた積立

- ・ 財政調整基金積立金 36,612
(R5当初予算での取崩し及び今後の地方交付税の精算による減額に備えるための積増し)

3 繰越明許費

(単位：百万円)

区 分	R3→R4	R4→R5	増 減 額	増 減 率
一般会計	139,859	107,138	▲32,721	▲23.4%
特別会計	3,260	4,098	838	25.7%

<参考> 新型コロナウイルス感染症対策関連予算の規模

(単位：百万円)

区 分	R4現計 A	今回補正予算 B	合計 A+B	(参考) R5当初
一般会計	213,707	▲2,381	211,326	126,754
特別会計	—	3	3	—
企業会計	—	—	—	—
合 計	213,707	▲2,378	211,329	126,754

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	398,113	24,674	422,787
地方消費税清算金	130,320	9,335	139,655
地方譲与税	53,162	4,870	58,032
地方特例交付金	2,100	▲74	2,026
地方交付税	197,265	7,488	204,753
交通安全対策特別交付金	754	▲3	751
分担金及び負担金	8,840	▲493	8,347
使用料及び手数料	16,181	▲469	15,712
国庫支出金	251,031	354	251,385
財産収入	2,338	1,486	3,824
寄附金	114	47	161
繰入金	23,185	▲13,093	10,092
繰越金	9,215	12,383	21,598
諸収入	155,291	▲19,463	135,828
県債	115,477	2,786	118,263
計	1,363,386	29,828	1,393,214

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,705	▲78	1,627
総務費	38,792	37,329	76,121
企画開発費	11,276	1,657	12,933
生活環境費	18,012	▲2,634	15,378
保健福祉費	313,391	12,430	325,821
労働費	2,646	▲343	2,303
農林水産業費	52,057	▲4,073	47,984
商工費	166,173	▲30,231	135,942
土木費	125,369	2,268	127,637
警察費	62,359	▲124	62,235
教育費	263,317	3,307	266,624
災害復旧費	831	▲661	170
公債費	146,026	▲1,560	144,466
諸支出金	159,432	12,541	171,973
予備費	2,000	—	2,000
計	1,363,386	29,828	1,393,214

6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
競 輪 事 業	16,133	3,826	19,959
公 債 管 理	174,577	▲158	174,419
市 町 村 振 興 資 金	860	211	1,071
鹿島臨海工業地帯造成事業	2,199	131	2,330
県立医療大学付属病院	3,230	▲138	3,092
国 民 健 康 保 険	236,695	19,238	255,933
母子・父子・寡婦福祉資金	227	38	265
中 小 企 業 事 業 資 金	2,298	▲1,702	596
農 業 改 良 資 金	70	349	419
林業・木材産業改善資金	91	67	158
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	71	276	347
港 湾 事 業	8,719	▲531	8,188
都市計画事業土地区画整理事業	18,945	194	19,139
計	464,115	21,801	485,916

7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
病 院 事 業	29,999	▲446	29,553
水 道 事 業	33,265	▲1,379	31,886
工 業 用 水 道 事 業	18,810	▲374	18,436
地 域 振 興 事 業	14,496	▲20	14,476
鹿島臨海都市計画下水道事業	5,835	▲225	5,610
流 域 下 水 道 事 業	23,842	83	23,925
計	126,247	▲2,361	123,886

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(変更)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策利子補給	変更前 茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和5年度	2,309,080 千円
	変更後 同 上	自 令和3年度 至 令和6年度	2,609,672 千円
新型コロナウイルス感染症対策利子補給	変更前 茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和7年度	390,672 千円
	変更後 同 上	同 上	448,718 千円
国 営 那 珂 川 沿 岸 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変更前 土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 令和4年度 至 令和15年度	3,061,154 千円
	変更後 同 上	自 令和5年度 至 令和16年度	3,540,041 千円
茨 城 県 道 路 公 社 事 業 資 金 借 入 債 務 保 証	変更前 国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運営資金及び建設事業資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	350,000 千円
	変更後 同 上	同 上	180,000 千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(計画推進課) 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>基金事業の実施期間の延長 令和9年3月31日まで→令和10年3月31日まで(1年間)</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図る ・積立額 国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち知事が必要と認めた額 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(立地整備課) 県有財産の売却処分について</p> <p>事業用地として、鹿嶋市大字平井字灘2288番1の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿嶋市大字平井字灘 2288 番 1 ・土地 67,374.93 m² <p>(2) 売却予定価格 1,051,048,908 円</p> <p>(3) 売却処分先 広島県呉市広多賀谷三丁目1番1号 中国木材株式会社 代表取締役社長 堀川 保彦</p>
<p>(宅地整備販売課) 県有財産の売却処分について</p> <p>商業施設用地として、つくばみらい市陽光台一丁目14番1の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市陽光台一丁目14番1 ・土地 20,261.86m² <p>(2) 売却予定価格 2,208,542,000円</p> <p>(3) 売却処分先 つくば市西大橋599番地1 株式会社カスミ 代表取締役 山本 慎一郎</p>

議 案	内 容																				
<p>(港湾課) 県有財産の売却処分について</p> <p>事業用地として、東茨城郡大洗町港中央 12 番 5 ほか 2 筆の土地、建物 4 棟及び工作物一式を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 東茨城郡大洗町港中央12番 5 ほか 2 筆 面積 49,273.02㎡ ・ 建物 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 3 階建ほか 3 棟 延床面積 1,489.49㎡ ・ 工作物 護岸、浮棧橋、上下架施設等一式 <p>(2) 売却予定価格 381,000,000円</p> <p>(3) 売却処分先 東京都港区南青山二丁目12番14号 株式会社ユニマットプレシヤス 代表取締役 高橋 洋二</p>																				
<p>(林業課、水産振興課) 県が行う建設事業に対する市の負担額について</p> <p>令和 4 年度において県が行う林道及び漁港事業に対する市の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>地方財政法第 27 条の規定に基づく市の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="643 1075 1417 1234"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業</td> <td>30,000</td> <td>24,702</td> <td>常陸太田市</td> </tr> <tr> <td>漁港事業</td> <td>169,194</td> <td>181,384</td> <td>日立市外 3 市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>199,194</td> <td>206,086</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備考	林道事業	30,000	24,702	常陸太田市	漁港事業	169,194	181,384	日立市外 3 市	計	199,194	206,086					
事業名	変更前	変更後	備考																		
林道事業	30,000	24,702	常陸太田市																		
漁港事業	169,194	181,384	日立市外 3 市																		
計	199,194	206,086																			
<p>(農地整備課) 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</p> <p>令和 4 年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>地方財政法第 27 条及び土地改良法第 91 条の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="643 1487 1417 1568"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>749,707</td> <td>1,197,490</td> <td>水戸市外 32 市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備考	県 営	749,707	1,197,490	水戸市外 32 市町村												
事業名	変更前	変更後	備考																		
県 営	749,707	1,197,490	水戸市外 32 市町村																		
<p>(監理課) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>令和 4 年度において県が行う河川、港湾及び下水道事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>地方財政法第 27 条及び下水道法第 31 条の 2 の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="643 1823 1417 2022"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>45,830</td> <td>86,830</td> <td>日立市外 5 市</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>101,250</td> <td>179,426</td> <td>日立市外 3 市町村</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>608,147</td> <td>715,425</td> <td>水戸市外 29 市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>755,227</td> <td>981,681</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備考	河川事業	45,830	86,830	日立市外 5 市	港湾事業	101,250	179,426	日立市外 3 市町村	下水道事業	608,147	715,425	水戸市外 29 市町村	計	755,227	981,681	
事業名	変更前	変更後	備考																		
河川事業	45,830	86,830	日立市外 5 市																		
港湾事業	101,250	179,426	日立市外 3 市町村																		
下水道事業	608,147	715,425	水戸市外 29 市町村																		
計	755,227	981,681																			

議 案	内 容																																				
<p>(道路維持課)</p> <p>茨城県道路公社の有料道路事業の変更について</p> <p>道路整備特別措置法の規定に基づき、茨城県道路公社の行う有料道路事業の事業内容の一部変更について、同意しようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>道路整備特別措置法の規定に基づき、有料道路の料金徴収期間の変更について、道路管理者として同意するもの</p> <p>(1) 有料道路名：日立有料道路（県道日立中央インター線）</p> <p>(2) 変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事予算 <ul style="list-style-type: none"> (旧) 5,050,000,000 円 (新) 5,450,000,000 円 ・ 料金徴収期間 <ul style="list-style-type: none"> (旧) 供用開始の日から 30 年間 (新) 供用開始の日から 40 年間 <p>(3) 理由 橋梁の耐震補強等を実施するため</p> <p>(参考) 供用開始の日：平成 5 年 10 月 20 日</p>																																				
<p>(下水道課)</p> <p>霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</p> <p>令和 4 年度において県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道法第 31 条の 2 の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="614 1075 1436 1467"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>2,373,857</td> <td>2,396,017</td> <td>龍ヶ崎市外 5 市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>2,110,240</td> <td>2,001,419</td> <td>土浦市外 4 市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>321,035</td> <td>344,412</td> <td>潮来市外 1 市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>2,231,689</td> <td>2,170,760</td> <td>水戸市外 8 市町村、ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>392,964</td> <td>396,045</td> <td>古河市外 2 市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>423,370</td> <td>414,278</td> <td>下妻市外 3 市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>353,094</td> <td>348,610</td> <td>下妻市外 3 市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,206,249</td> <td>8,071,541</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	変更前	変更後	備考	霞ヶ浦常南	2,373,857	2,396,017	龍ヶ崎市外 5 市町	霞ヶ浦湖北	2,110,240	2,001,419	土浦市外 4 市町	霞ヶ浦水郷	321,035	344,412	潮来市外 1 市	那珂久慈	2,231,689	2,170,760	水戸市外 8 市町村、ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	392,964	396,045	古河市外 2 市町	鬼怒小貝	423,370	414,278	下妻市外 3 市町	小貝川東部	353,094	348,610	下妻市外 3 市	計	8,206,249	8,071,541	
流域下水道名	変更前	変更後	備考																																		
霞ヶ浦常南	2,373,857	2,396,017	龍ヶ崎市外 5 市町																																		
霞ヶ浦湖北	2,110,240	2,001,419	土浦市外 4 市町																																		
霞ヶ浦水郷	321,035	344,412	潮来市外 1 市																																		
那珂久慈	2,231,689	2,170,760	水戸市外 8 市町村、ひたちなか・東海広域事務組合																																		
利根左岸さしま	392,964	396,045	古河市外 2 市町																																		
鬼怒小貝	423,370	414,278	下妻市外 3 市町																																		
小貝川東部	353,094	348,610	下妻市外 3 市																																		
計	8,206,249	8,071,541																																			

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>合併支援道路（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区）について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="643 394 1348 512"> <tr> <td>既請負額</td> <td>3,194,290,000</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>441,100,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>3,635,390,000</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 当初想定していた岩質との相違による支保工の変更等が生じたため、増額変更しようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 合併支援道路（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区）</p> <p>(2) 工事箇所 桜川市真壁町山尾地内</p> <p>(3) 工事内容 トンネル工事（L=1,599.0m）</p> <p>(4) 工期 令和2年3月～令和5年7月</p> <p>(5) 請負契約額 3,194,290,000円</p> <p>(6) 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社 代表取締役社長 相川 善郎 代理人 東京支店常務執行役員支店長 奥畑 浩一郎</p>	既請負額	3,194,290,000	今回変更額	441,100,000	変更後総額	3,635,390,000
既請負額	3,194,290,000						
今回変更額	441,100,000						
変更後総額	3,635,390,000						
<p>(中小企業課) 訴えの提起について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金返還金の支払を求めるため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の内容</p> <p>(1) 内容 不当な請求により、相手方が不正に受給した新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金の返還金の支払を求めるもの</p> <p>(2) 提訴の相手方 不正受給者1名</p>						
<p>(廃棄物規制課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した放置廃棄物検査事務管理経費のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1) 放棄する権利 放置廃棄物検査事務管理経費に係る債権</p> <p>(2) 放棄する金額 12,474,000円</p> <p>(3) 債 務 者 栃木県小山市大字向野944番地2 有限会社ニッソー 外4者</p> <p>(4) 放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの。</p>						

議 案	内 容
<p>(産業政策課) 権利の放棄について</p> <p>中小企業事業継続応援貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 中小企業事業継続応援貸付金に係る債権計2件</p> <p>(2)放棄する金額 3,800,000円及びこれに係る遅延損害金</p> <p>(3)債 務 者 古河市小堤1951番地36 川名 研一 外1者</p> <p>(4)放棄の理由 破産法第253条第1項又は民事再生法第178条第1項の規定に基づき、債務者が当該債権につきその責任を免かれたことから回収不能のため、権利を放棄するもの。</p>
<p>(青少年家庭課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に係る債権</p> <p>(2)放棄する金額 2,743,699円及びこれに係る違約金</p> <p>(3)債 務 者 水戸市元吉田町2649番地の10 ハイツ百樹園103号 飛田 二三子</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>
<p>(住宅課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県営住宅の使用料等に係る債権 計4件</p> <p>(2)放棄する金額 4,540,860円</p> <p>(3)債 務 者 水戸市若宮1丁目7番24棟401号 県営若宮アパート 笹沼 純子 外3者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>
<p>(経営管理課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県立中央病院の診療料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県立中央病院の診療料等に係る債権計10件</p> <p>(2)放棄する金額 6,486,959円</p> <p>(3)債 務 者 笠間市下郷4624番地1 グラシア下郷B-106 小沼 浩 外9者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>

V 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
(道路維持課) 損害賠償の額の決定について (令和5年1月24日専決処分) 県道上で発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。	和解の概要 (1) 事故発生日時 令和4年9月22日(木)午後7時3分頃 (2) 事故発生場所 ひたちなか市大字高野3304番地5地先県道上 (3) 事故概要 普通乗用自動車は県道を走行中、経年劣化により跳ね上がった橋梁用伸縮装置に接触し、同車両を破損した事故 (4) 損害賠償額 541,596円 (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)
(道路維持課) 損害賠償の額の決定について (令和5年1月25日専決処分) 県道上で発生した車両破損等事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。	損害賠償の概要 (1) 事故発生日時 令和2年11月3日(火)午前9時50分頃 (2) 事故発生場所 土浦市上坂田610番地地先県道上 (3) 事故概要 自転車で県道を走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、同車両等を破損するとともに、運転者が負傷した事故 (4) 損害賠償額 9,174,182円 (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)
(保健政策課) 和解について (令和5年1月27日専決処分) 交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1) 事故発生日時 令和3年12月3日(金)午後2時20分頃 (2) 事故発生場所 取手市駒場一丁目5番23号地内 (3) 事故概要 軽乗用自動車を運転して出張途中、建築物へ衝突し、損害を与えた事故(竜ヶ崎保健所所属) (4) 損害賠償額 905,000円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)
(青少年家庭課) 和解について (令和5年1月31日専決処分) 交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1) 事故発生日時 平成30年10月5日(金)午後5時51分頃 (2) 事故発生場所 高萩市大字赤浜830番地の6地先国道上 (3) 事故概要 小型乗用自動車を運転して出張途中、相手方の軽乗用自動車に追突された事故(中央児童相談所所属) (4) 損害賠償請求額 2,574,219円

事 項（専決処分年月日）	内 容																																				
<p>(保健政策課) 和解について (令和5年2月2日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成30年11月5日(月)午後6時10分頃 (2) 事故発生場所 稲敷郡阿見町中郷二丁目7番地24地先国道上 (3) 事故概要 小型乗用自動車を運転して出張途中、相手方の軽乗用自動車と衝突した事故(医療大学所属) (4) 損害賠償額 3,863,818円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p>																																				
<p>(警務部監察室) 和解について (令和5年2月9日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和3年1月21日(木)午後5時44分頃 (2) 事故発生場所 古河市下山町7番7号地先県道上 (3) 事故概要 小型乗用自動車を運転して出張途中、相手方の原動機付自転車と衝突した事故(境警察署所属) (4) 損害賠償額等 ① 損害賠償額 7,899,658円 (1,200,000円は日新火災海上保険株式会社から、6,699,658円はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払) ② 損害賠償請求額 77,492円</p>																																				
<p>(警務部監察室) 和解について (令和5年2月9日専決処分)</p> <p>事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和4年10月15日(土)午後4時14分頃 (2) 事故発生場所 つくば市並木4丁目3番地2駐車場内 (3) 事故概要 不審者を追跡中、職員の装備品を相手方の小型乗用自動車及び普通乗用自動車に接触させた事故(つくば警察署所属) (4) 損害賠償額 684,208円</p>																																				
<p>(財政課) 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第8号) (令和5年2月20日専決処分)</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>【歳入】</td> <td>専決額</td> <td>現計</td> <td>専決後</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>1,205</td> <td>(249,826)</td> <td>251,031</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>1,268</td> <td>(7,947)</td> <td>9,215</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td>2,473</td> <td>(1,360,913)</td> <td>1,363,386</td> </tr> <tr> <td>【歳出】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産業費</td> <td>2,473</td> <td>(49,584)</td> <td>52,057</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td>2,473</td> <td>(1,360,913)</td> <td>1,363,386</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(参考) 専決後予算規模: 1,363,386百万円</td> </tr> </table>			(百万円)		【歳入】	専決額	現計	専決後	国庫支出金	1,205	(249,826)	251,031	繰越金	1,268	(7,947)	9,215	歳入合計	2,473	(1,360,913)	1,363,386	【歳出】				農林水産業費	2,473	(49,584)	52,057	歳出合計	2,473	(1,360,913)	1,363,386	(参考) 専決後予算規模: 1,363,386百万円			
		(百万円)																																			
【歳入】	専決額	現計	専決後																																		
国庫支出金	1,205	(249,826)	251,031																																		
繰越金	1,268	(7,947)	9,215																																		
歳入合計	2,473	(1,360,913)	1,363,386																																		
【歳出】																																					
農林水産業費	2,473	(49,584)	52,057																																		
歳出合計	2,473	(1,360,913)	1,363,386																																		
(参考) 専決後予算規模: 1,363,386百万円																																					